

# 平成23年度 第3回佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会 議事録（要旨）

日 時 平成24年3月1日

13:30～14:30

場 所 中央隣保館 2階大会議室

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会委員 19名出席（1名欠席）

- 1 開 会 進行：内藤副会長
- 2 会長あいさつ 金川会長
- 3 審議事項 議長（金川会長）

(1) 第二次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画(案)について  
(事務局より説明)

## 【質疑、意見】

(委 員) 資料 No.1 を読み返すと、上から7行目の、「保護者による子供への暴力や育児放棄などの虐待」、という表現について、子どもへの暴力の中で今一番問題になるのは、一方的な暴力というよりは、「しつけ」と称した暴力ではないかと思う。暴力はいけないと認識しているのだけれど、「しつけ」として暴力を使ってしまう、という所が的確に入った方がいいのではないか。

また、同じく上から7行目、「子どもによる暴力、いじめ、仲間はずし」という表現について、子どもが親に暴力をふるうということは少ないと思われるので、子ども同士、とした方が、子どもの人権としてはいいのではないかと思う。

(議 長) 子どもへの暴力という事はしつけとの区別が難しい、やっている親はしつけだと思ってやっている、という面は確かにあると思う。子どもによる暴力というのも、小さい子供についての話だと、親に対する暴力というのは考えにくいと思う。ただ、そういう事が元になっている調査内容と齟齬をきたすようだと表現を変えることはまずいのではないか。

(事務局) これらの表現については、平成22年度に行った、「佐久市人権同和問題に関する市民意識調査報告書」から引用したもの。18、19ページについては、審議会の中でご審議頂ければ、報告書と総合計画で言い回しを変えてもよいかと思う。

(議 長) 出典がはっきりしている、文献からの引用ということになると、カッコつきで

引用している以上表現を変えることは不適當ではないか。注でもって筆者の意見を述べるのはいいと思う。

引用だけの表現ではなく、たとえば、子どもへの暴力というのは、「しつけ」との区別が問題になるとか、そういう注意書きを本文に書きこんではどうか。

(事務局) 全体の中で、表現はアンケートに対する回答の文言で統一して作ってあるので、必要があれば引用しながら、という形が好ましいと思う。

(議長) この資料だけから、保護者による子供への暴力というのがすなわち「しつけ」と称する暴力という風に読めるかどうか。

表現については19ページの図からの引用ということになるが、これだけでは意味が通じにくければ、注などを加えた方がいいかと思う。

子どもによる暴力については、「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間外し」と、「仲間外し」という言葉が入っていることから子ども同士のことという事が分かるため、19ページの表現のとおりに記載すれば問題はないのではないか。

(委員) 「しつけ」と称する暴力によって子どもが亡くなるような事が蔓延している状況下にあるので、それを付け加えた方がいいと思った。ただ、文章の文言よりも、現場に出ている人たちがどう動くか、ということが1番大事だと思う。このことについて皆さんがどういう風に考えているかが知りたかった。

(議長) 子どもによる暴力に関して、本文では「無視などの」、という言葉がなくなっている。この言葉を入れると、これはあくまで子ども同士の関係だということが明確になるので、ここは直した方がいいと私は思うがいかがでしょうか。

(事務局) 訂正させていただきます。

(議長) 子供への暴力については、出典がはっきりしているものからの引用だという事で変更せず、保護者による子供への暴力というのはなぜ発生し、その背景はなにか、ということは考えていただく。このことについてはよろしいでしょうか。

(委員) アンケートの質問項目というのは、表現については非常に配慮が必要なのだろうと思う。今回の総合計画の中では、今まで実施されたアンケートが一つの

指標となっていると思う。したがって、もしこういった総合計画に反映するようなアンケートであれば、アンケート内容とすると一般論を取るのではなく、人権に対する配慮をより考えるべきだろうと思う。

(議長) 突き詰めるとこのアンケートそのものがどこまで信用できるか、どういう目的でどういう説明をしたのか、社会学的にきちんと検証されているのかということかもしれない。子どもの権利が守られていない、という意見が70%というのは、数字だけ見ると大変な問題だと思う。

(委員) 48ページ、総合計画の期間内達成目標の内容について、隣保館活動の推進、外国人の人権に関すること、人権同和教育・啓発の推進については、啓蒙活動への参加者数を目標値とし、女性の人権に関することについては、啓発の結果、意識が改善することを目標としている。女性の人権に関することのみ目標の性質が他と少し異なることについて、何か意図があれば説明いただきたい。

(事務局) 人権同和課に男女共生係があり、そちらで来年度24年から5年間の男女共同参画のための計画を立てている。その計画の中でDVについて目標値を設定しており、そこから目標を引っ張ってきたため、他の表現と異なっている。

(委員) 期間内の達成目標はこの4つの課題だけで良いのか。4つの課題に対しての目標数値が載っているが、一般市民の方々から、この計画の目標はこれだけなのか、と誤解されるかもしれない。できれば、付則として「随時必要に応じて目標を設定していく」とか、そういう言葉を入れておいた方が誤解を招かないかと思う。

(事務局) 達成目標については、現状で私どもがしっかりと把握しており、説明できる数値という事で載せてある。主旨は分かるので、追加させて頂きたい。

(議長) 32ページ、刑を終えて出所した人の人権に関することについて、刑務所から出てきた人の中には、特に福祉的な支援が必要な人がかなり大勢いるという点についてもう少し強調してもいいのではないか。刑を終えて出所した人の中には、知的障害精神的障害その他ハンデを背負っていて社会の援助を必要とする人達もかなりいるということが分かってきた、というような事を書きこんでもらった方が良いと思う。

(事務局) 審議会として、今の意見を取り上げた方がよいという事であれば、事務局で検討をし、最終的に調整したものを委員さんのほうにお知らせをするというように形にさせて頂きたい。

(委員) 案の修正はできない話だが、人権ということで話させて頂きたい。17ページ、子どもの人権に関する事の中で、「不登校の児童生徒」と書かれているのだが、不登校生徒の保護者の方から、自分達は悪い事はしていないのに、「不」という言葉が使われると、負のイメージがついてしまう、という意見があがっている。このことについて委員の皆さんの意見がお聞きしたい。

(委員) 東中学校では、保護者会で不登校のお子さんをお持ちのお母さん方の生の声を月に1回ずつくらい聞いている。自分達は悪い事をしていない、という切実な願いの中で何とか子どもと一緒に歩んでいるお母さん方にとっては、この「不」という言葉がどれだけせつないことか、ということはよくわかるが、実際には、これに代わる良い呼び名がない。

不登校といっても様々な形がある。それを「不登校」という形で1つにまとめなければいけないのかどうか、という疑問もある。

今のところ、このことについては不登校という表現をせざるを得ないと思う。

## (2) 第二次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画(案)答申案について

(事務局より説明)

### 【質疑、意見】

(委員) 運動団体として、総合計画に基づいた、基本計画、実施計画を期限内に持って、その評価をある程度定期的に行いながら進捗状況を把握していくことを一貫して求めている。今回の答申の大きな2番、「計画策定及び推進に当たっての留意していただきたい事項」の中に、基本計画や実施計画に基づいて取り組む、という事を審議会の意向として挙げて頂きたい。課題ははっきりと分かっているわけであるから、その課題を期限内の中である程度明確にしながら取り組む必要がある。

(議長) このような答申書を提出する際にそこまで書き込んでしまってもいいのか。

(事務局) あくまでも、計画に当たっての留意事項という項目であるため、よろしいかと考えます。

(議長) 基本計画があり、実施計画があり、それに基づいて実際の作業を進めていくというのが通常かと思しますので、そうしてほしいという事をここに書き加え、という事でいかがでしょうか。

(委員) 総合計画についての私どもの解釈について、この総合計画は全体的な方向性を示すものと考えている。

総合計画には、様々な差別についてのことが課題別に載っているが、それぞれの課題について実際に施策を推進し、掲げた目標に近づけるためには、例えば、5年の計画の中で定期的に意識調査を実施し数値的なものをとらせ、計画の進捗状況を随時把握しながら、最終的に何を持って進捗状況を把握する、といったような大まかな基本計画や実施計画を考えて取り組んでもらいたい。

(議長) 今の意見の意を汲んで、うまい表現が出来ないか。

(委員) 答申をするに当たって、これまで何度となく皆さんと審議をしてきて、本日このような原案や答申書が皆さんに示され、私も今のそれぞれの委員さんからのご指摘はごもっともだと感じる。答申については、12日に答申をして頂いた後も、審議会はこれで終わりではないという事で、今後何か必要が生じた時にはまた皆さんに集まって頂いて、中間報告等をしていくということで、答申書の内容については今のもので良いのではないか。

(議長) ここは、今のような趣旨をうまく盛り込めるか事務局にお任せするという事でいかがでしょうか。

(事務局) 了解しました。先ほどの文言の関係と併せて、皆さんの方に事前にお示しをさせて頂き、ご意見があれば調整をし、最終的に固めていきたい。

### (3) その他

(事務局より説明)

#### 【質疑、意見】

(委員) せっかくこれだけの委員の皆さんに数回にわたって審議を頂いて、総合計画が答申されるということになっているので、佐久市が人権に関してこういう審議会を持ってこれだけ取り組んできている、という1つの熱意の表れを市民に大きく伝えていく必要もある。3月12日の答申の時に、市民新聞などの各マ

スコミの関係にも連絡を取りながら、市が、第二次部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の答申を行ったという事をマスコミにもPRしてもらいたい。

(事務局) 前向きに考えたいと思います。

4 閉 会

内藤副会長